

江田島市議会災害対応要領

平成29年2月21日

全員協議会決定

(目的)

第1条 この要領は、江田島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合に市議会が災害対策本部の対応を支援するとともに、災害において迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定める。

(災害の定義)

第2条 この要領において「災害」とは、災害対策本部の設置に起因する災害をいう。

(災害支援本部の設置)

第3条 議長は、災害対策本部が設置されたときは、市議会内に江田島市議会災害支援本部（以下「災害支援本部」という。）を設置する。ただし、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がこれを設置する。

2 議長は、必要に応じ、副議長と協議の上、災害支援本部を招集する。

3 議長は、災害支援本部を招集したときは、災害対策本部に連絡するものとする。

4 災害支援本部は、議会議室に置く。ただし、議会議室が使用できない場合は、災害対策本部と協議の上、議長が別に定める場所に置く。

(災害支援本部の組織)

第4条 災害支援本部は、議長、副議長及び議会運営委員会の委員をもって組織する。

2 議長は、災害支援本部を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長に事故があるとき、又は欠けたときは、議会運営委員会の委員長又は副委員長が、その順に議長の職務を代理する。

5 議長は、必要があると認める場合は、議会運営委員会の委員以外の議員に対し、災害支援本部への出席を求めることができる。

(災害支援本部の役割)

第5条 災害支援本部は、次の各号の役割を担うものとする。

(1) 議員の安否情報を収集すること。

(2) 災害対策本部から災害状況の報告を受け、議員に情報を提供すること。

(3) 議員が把握している情報を収集・整理し、災害対策本部に情報を提供すること。

(4) 災害対策本部からの依頼事項について協議し、対応すること。

(5) 必要に応じて国、県、関係機関等への要望活動を行うこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、災害に関し議長が特に必要があると認めること。

(議員の対応)

第6条 議員は、災害が発生した場合は、次に掲げる行動をとるものとする。

(1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会事務局に連絡し、連絡体制を確立すること。

(2) 被災地、避難所等で把握し、又は確認した情報については、緊急の場合を除き、議会事務局に連絡すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害支援本部が招集された場合は、その決定に基づき行動すること。

2 議員は、議長が必要と認めるときは、災害活動日報(様式第1号)を提出するものとする。

(議会事務局の役割)

第7条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 議会事務局長は、災害対策本部において得た情報を議長に報告すること。

(2) 議会事務局職員は、上司の命を受けて災害対策に従事すること。

(本会議等における対応)

第8条 議長は、本会議開会中に災害が発生した場合は、必要に応じ会議を休憩、延会又は散会とするとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他の安全確保のための対応を行わせるものとする。

2 委員長は、委員会開会中に災害が発生した場合は、前項と同様の措置をとるものとする。

(災害支援本部の廃止)

第9条 議長は、災害対策本部が廃止されたときは、災害支援本部を廃止するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

附 則

この要領は、平成29年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月4日から施行する。